いつもご愛読頂きありがとうございます。

I-GLOCAL ベトナム/カンボジア法令ビジネス情報 正会員/ニュース会員限定版 2019 年 10 月 10 日号をお送りします。

▼ 法令情報

- >>> 政令 Decree44/2017/ND-CP の労働災害・職業病基金の保険料率に関する規定の改正 草案
- >>> 政令 Decree 139/2016/ND-CP の事業登録手数料に関する規定の改正草案

■一 法令情報-						

【人事労務】政令 Decree44/2017/ND-CP の労働災害・職業病基金の保険料率に関する規定の改正草案

======== ◆ ◆ ◆ ◆ ◆

現在、政令 Decree44/2017/ND-CP に基づき、雇用者負担の強制保険料率は合計 21.5%である。そのうち、労働災害・職業病基金の保険料率(以下、当保険料率)は 0.5%である。 労働災害・職業病基金の収支管理および労働災害・職業病の削減のため、政府は当保険料率を改正する草案を発行している。草案によると、雇用者負担の当保険料率は原則 0.7%に引き上げられることとなる。ただし、軽減保険料率が設定され、申請書類を労働傷病兵社会福祉省に提出のうえ、承認された場合は軽減保険料率が適用できる。軽減保険料率に関して、以下のケースに分類される。

ケース1:以下の条件すべてを満たす場合、雇用者負担の当保険料率は0.3%となる。

- 1. 申請時点より直近3年間の労働災害および労働安全衛生の報告が、誠実かつ不備不足無く、規定通りの内容で提出期限以内に実施されている。
- 2. 申請時点より直近3年間、労働安全衛生における違反が無い。
- 3. 労働災害・職業病の危険性が高い事業の会社について、申請時点より直近1年間の労働災 害頻度が3年前の平均頻度より75%軽減している(通勤中の事故も含む)。 その他の事業の会社について、申請時点より直近3年間労働災害が発生していない(通勤 中の事故も含む)。
- 4. 申請時点より直近3年間の労働安全衛生の企画・実施にかかる費用が、強制保険算定給与

の 0.5%以上に相当する。

5. 労働安全衛生管理システムの国際規格 ISO45001:2018 を取得している。

ケース 2:以下の条件すべてを満たす場合、雇用者負担の当保険料率は 0.5%となる。

- 1. 申請時点より直近1年間の労働災害頻度が3年前の平均頻度より50%軽減している(通勤中の事故も含む)。
- 2. 申請時点より直近3年間労働安全衛生の企画・実施にかかる費用が、強制保険算定給与の0.3%以上に相当する。
- 3. ケース1の条件1,2,5 をすべて満たしている。

ケース 3:軽減保険料率の申請において不正が発覚した場合、当保険料率は 1%となる。

以上より、労働安全衛生管理を関連規定に基づき管理および実施し、かつ労働災害が少ない会社ほど、低い保険料率を適用できることになる。現時点では草案段階のため、正式に発行された際には、当ニュースレターでも随時共有する。

参考文献

- -2017 年 4 月 14 日付の政令 Decree44/2017/ND-CP
- -労働災害・職業病基金の保険料率についての草案

【税制】 政令 Decree 139/2016/ND-CP の事業登録手数料に関する規定の改正草案
========◆◆◆◆◆◆◆

政令 Decree 139/2016/ND-CP で規定されている事業登録手数料に関して、改正草案が発表されている。最も重要な変更点としては、新規設立組織の設立年の事業登録手数料が免除となる点である。現行法では、1~6 月に設立された組織は、1 年分の事業登録手数料を納付し、7~12 月に設立された組織は、1 年分の事業登録手数料の 50%を納付する義務がある。改正草案では上記規定が削除され、新規設立年の事業登録手数料は免除となり、2 年目より事業登録手数料を納付することとなる。

当改正草案に対しては、賛成意見が多い。また、新規設立組織の「組織」が何を指すかが不明確なので、「法人、支店、駐在員事務所及び経営拠点が含まれる」と明記すべきという意見も出ており、政府は当意見を反映する意向である。

新政令は 2019 年末頃に発行される予定であり、現時点ではまだ草案段階という点に留意いただきたい。政令が発行された際には、当ニュースレターでも随時共有する。

参考文献
2016年 10月 4日付政令 Decree 139/2016/ND-CP

Copyright I-GLOCAL CO., LTD. All Rights Reserved.